平成２４年（フ）第９９２６号
神奈川県横浜市旭区若葉台２丁目４―1102、開始決定時の住所神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町78―15　ルミナ三ツ境２階
破産者　目黒　宏史
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７２号
東京都豊島区高田３丁目16番11号　ダブルアールＤ―２号、住民票上の住所愛知県名古屋市中村区太閤５丁目９―１　ベーカーストリート221Ｂ―105
破産者　藤野　千恵
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７５号
東京都練馬区東大泉２丁目１―39―204
破産者　西元　信雄
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７６号
東京都練馬区東大泉２丁目１―39―204
破産者　西元　麗清
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７７号
東京都渋谷区富ヶ谷１丁目８―６
破産者　吉岡　正臣
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９８７号
東京都世田谷区船橋７丁目10―９―102
破産者　齋藤　雅和
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９９７号
東京都多摩市一ノ宮１丁目15―６―２号室
破産者　由木　　聡
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２３号
茨城県水戸市若宮１丁目７番３棟201号県営若宮アパート
破産者　小野瀬　進
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３０号
栃木県足利市堀込町2783番地８
破産者　平沢トミエ
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２１０号
静岡県沼津市下香貫馬場501番地の１　ニューアゼリアＣ棟101、前住所北海道札幌市中央区北５条西15丁目１番地38　ビブレス桑園702号
破産者　大林　誠一
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
福島県相馬郡新地町杉目字雀塚13番地１　新地町すずめ塚応急仮設住宅１―１、住民票上の住所福島県相馬郡新地町谷地小屋字桝形24番地の３
破産者　村畑　　修
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第１１号
福島県相馬郡新地町杉目字雀塚13番地１　新地町すずめ塚応急仮設住宅１―１、住民票上の住所福島県相馬郡新地町谷地小屋字桝形24番地の３
破産者　村畑喜恵子
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１８０２号
埼玉県川口市幸町３丁目８番７―601号　クレセント幸町、前住所埼玉県川口市幸町１丁目３番31―1209号
破産者　高崎　　實
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
さいたま市見沼区春野１丁目６番10―206号
破産者　鈴木　賢一
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
さいたま市見沼区春野１丁目４番２―203号
破産者　千島　晃男
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４１号
さいたま市桜区大字大久保領家111番地２　エターナル片町205、破産手続開始決定時の住所さいたま市桜区大字上大久保975番地４
破産者　藤田　賢治
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８７１号
埼玉県鴻巣市本町８丁目２番20号
破産者　高橋　保彦
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９４１号
さいたま市南区四谷１丁目７番８号　ヴェラムサシ201
破産者　新井　偉心
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９４６号
東京都豊島区千早３丁目17番９号藤崎荘201号、前住民票上の住所東京都渋谷区代々木５丁目60番２号　参宮橋スカイコーポ202
破産者　永井　　守
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係